

## 薩摩藩二本松屋敷の政治的意義

―島津家の「国事」と京の拠点―

笹部昌利

はじめに

本稿は、幕末期における大名家の政治運動の端緒となりえた薩摩藩の島津久光の政策と京との関係性を問い、当該期に新設された薩摩藩京屋敷の政治的意義を考察するものである。文久二年（一八六二）四月、薩摩藩島津家においては、藩領外にかかる政治行動、すなわち、外交業務の重要性が顕在化した。薩摩藩主島津茂久の実父、島津久光による率兵上京が画期となって、それより約二年間にわたり、大名家の上京によってなされる政治運動の指標となったことは、拙稿を含めた多くの先行研究において問われてきた。しかしながら、薩摩藩の政治運動が、いかなる背景をもって志向され、いかなる段階を経て、現実化したか否かについては、久光自身や久光周辺の政治論を取り上げた業績（毛利敏彦、佐々木克、芳即正ら）の他には、検討対象とはされていない。幕末期の政治史研究が、政治の局面において、主体的に動いた人物を中心に考察、描写されてきたことが、その大いなる要因であろうと考えられる。

本稿においては、その対象を島津家によって営まれた京屋敷、なかでも文久二年よりその造営が開始され、翌三年より暫定的に活用され始めた、現在、同志社大学今出川キャンパスとなっている地所に存在した屋敷を取り上げる。同地は、旧内裏空間の北に位置し、今出川通を隔てて、禁裏御所に程近く、縁家の近衛家と

は直近の「二本松」と呼称された。以下、同屋敷を「二本松屋敷」と呼称し、薩摩藩島津家が有した従前の京屋敷と分けて考察することに<sup>(3)</sup>する。

幕末期、特に文久二年下半年以降、京の町は、上京してきた大名家が、大名の仮住まいを探し求め、また、あらたな政治の拠点となる空間生成に伴う屋敷地造営をめぐって、まさに不動産取得ラッシュの状況と化していた。京の街中に適当な地所を購入し、利用したケースや、洛中をあきらめ、鴨東、洛外の地に広大な下屋敷を造営したケースなど、その事情はさまざまであった。以下、文久二年以降の京の政情を踏まえつつ、島津久光の政治路線の確定と、二本松屋敷造営の関係性について論じていきたい。

### 島津久光の国事運動

#### (1) 大名の業務と「国事」

まず、島津久光の「政治家」として位置づけを再確認しておこう。久光に大名就任の経験がないことは、最早、周知の事実である。よって家中における久光の権威は、なにか曖昧模糊としたもののだが、その存在感は大名家のトップであるはずの大名を凌駕するようにみえる。

ここで大名家という組織と大名の権威について説明しておきたい。大名家という組織の長は、言うまでもなく「大名（＝藩主）」である。この大名を頂点とするタテ型の序列<sup>(4)</sup>によって、家格制度が形成され、それに応じた職務の遂行がなされることは、至極当たり前のことであった。ただし、<sup>(4)</sup>確固として存在した制度には、時にイレギュラーな事態が存在した。

一つめに、家督および家職の継承についてである。近世の大名における家督継承は、概ね当主が健全な身体状況である間になされる。年老いてからの家督相続が避けられるのは、「武家諸法度」の規定上、「末期養子の禁」に関わるという族制的な理由や、徳川幕府より大名家の存続を認めない処分（「改易」）や、大名座を巡る家中の党派対立により生じる「御家騒動」への処罰から生じる政治的理由などが考えられる。

そもそも前近代において「家」は、先祖代々から伝わる土地所領を維持継承していく存在として生成され、そのためにできるだけ良好な早いタイミングで当主の座を継承した。当主を退くと、基本的には「隠居」として一線を退いた形となったが、大名の「後見」として政治参画し、「隠居」を余儀なくされた大名は「老公」として隠然とした権力を有した。それは、現代社会における「定年退職」、「現役引退」といったものではなく、近世における政治家のリニューアルデビューともいえるものであり、その経験、教養が家中において芽生えたあらゆる議論を制御しえたのである<sup>⑤</sup>。

二つめに、近世後期において生成された政治状況が関わる。大名家において大名は、平常は大名家が所有する領地支配のトップとして、藩内統治に関わっていく。実際に、統括的に差配するのは幾人かの家老などからなる上級家臣であるので、あからさまに「大名親裁」がうたわれた政治状況でないかぎり、大名が統治および行政に関わる頻度は低く、政策決定の際には上級家臣の稟議による決定事項への裁可を与えることが一般的であり、稀に最終決定の際の会議（いわゆる御前会議）に参加することがあった。そのようななか、近世後期において領内支配のみならず、領国を越えた業務が生じてきた。それは「外交」であり、幕末期、藩内業務を超えた国家レベルの施策への対応については「国事」と呼ばれた。「国事」はまた、天皇に奉仕する「王事」または「勤王」として読み替えられたりすることがあるが、ここでは双方を含む。この業務は、

基本的には徳川將軍や天皇に対して勤められたので、大名が主として勤め、それが困難なときにはあくまで大名の使者や代人が勤めた。

無論、幕末期でなくとも大名を筆頭におこなわねばならない「国事」業務はあった。それは「軍役」である。戦国期といわれた時代、すなわち戦争の恒常性が認められる状況においては、その勤めは大名を主体とする軍事行動によっておこなわれていたが、江戸時代に入りこれが発動される機会といえば、將軍上洛に際する警備（供奉）と参勤交代に伴う江戸行き（上府）などに限られた。

大名家中において「国事」は、大名を代表として担われた。「国事」に対応するという理由づけこそ、「朝臣」たる大名の職掌の証しであった。よって、大名家において「国事」は、通常の一般業務としての「藩治」とは別の次元で発生し、家老より形成される藩治業務の政務系統とは別系統の業務となった。「国事」に携わっていく大名家臣が、大名に近侍する人びとに多いのは、そのためである。<sup>6)</sup>

薩摩藩島津家においていえば、小松帯刀や大久保利通、西郷隆盛は、本来的な藩治行政の職としてはなく、大名の「御側」から出てきた政治的人材であった。従来的に近世の大名家に存在した大名の継承と、近世後期により偶発的にも成立した政事参加を旨とする「国事」によって、大名家中という組織において大名あるいは「老公」はさらに大きな政治主体たりえた。

しかしながら、久光は「老公」ではない。越前藩の松平春嶽や土佐藩の山内容堂は、隠居した後、「老公」たる威厳をもって大名家中の政治権力を固持しえたが、久光は大名経験者ではない。ではどうして、彼の主張や行動が、薩摩藩島津家という組織を主導できたのかを考えていきたい。

## (2) 島津久光の異例性

島津久光は、文化十四年（一八一七）十月、島津斉興の第三子として鹿児島城内に生まれた。幼名を普之進という。母は斉興の側室「由羅」で、斉興の正室「周子」との間に生まれたのが、八才年長の世子、斉彬である。文政元年（一八一八）三月、種子島久道の養子となって文政八年（一八二五）三月まで養育された。久光はその呼称を度々変えた。「普之進」から「又次郎」へと改めるのが、文政八年四月。文政十一年には「忠教」を諱とする。それから勝手名乗りで、天保十年（一八三九）十二月に「山城」を、弘化四年（一八四七）十月に「周防」と、擬似的な官途名を名乗り、文久元年（一八六一）四月に勝手名乗り「和泉」、諱を「久光」と変えた。通常、名乗ることを避けた実名である諱を変えることは、彼自身の特徴であるとともに、これを変えた文久元年四月という時期が彼にとって最大の転機であったといえる。

文政八年四月の島津宗家への復帰の後、同年十一月、今度は島津家の領邑重富島津家に養子に入り、天保十年、そのまま重富島津家の家督を継いだ。重富島津家は、島津家中の格式において、「御一門家」と呼ばれ、宗家の庶子の入る家で、重富のほか、「加治木」・「垂水」・「今和泉」の四家がある。これら四家は、島津家中において「格別之家柄」とされ、格別に高い格式を有し、重富家はそのなかでも筆頭の格を有した。よって久光の待遇は「格別」であり、他の一門より一段高く位置付けられたのである。

嘉永三年（一八五〇）八月には、実父斉興の「特旨」により、「御家老座」（＝家老格）を与えられており、加えて大名直々に「政事加談」を命じられている<sup>⑦</sup>。このことはすなわち、藩治政務を稟議する場に立ち会えることのみならず、大名の執りうる外交業務にかかる案件にさえも、「加談」すなわち意見ができるようになったことを意味した。

混同するところであるが、この「政事加談」が許されずして、職分を越えた政事関与は、たとえそれが家老職にあるといてもありえなかった。その意味でいえば、島津久光には、藩内の治政にも、そして外交にも関わりうる条件が備わったといえるのである。

嘉永四年（一八五二）、父、斉興が隠居し、代わって兄の斉彬が藩主となると、久光はその前々年十二月よりおこった朋党事件（「高崎崩れ」「お由羅騒動」）への関与を自責し、重富屋敷に退隠した。斉彬の急死によって斉彬政権が約七年間で終わると、安政五年（一八五八）年十二月、久光の実子又次郎（のち茂久）が藩主の座につき、斉彬と久光の父で前々藩主の斉興が藩主の後見役となった。しかし、安政六年九月、斉興が死去すると、久光は実子である藩主茂久の政治補佐に当たった。ただし、久光の政治補佐は、近世期に島津家に存在した「藩政後見」の慣習としておこなわれたものではない。あくまでも非公式な政治関与であったのである。

研究史一般において、斉彬死後の島津家による政治運動が、亡き兄、斉彬の遺志を動機付けとして展開されたこと、一律に評され、この理解のもとに、斉彬と茂久・久光の時代の治世を連続したものと考える傾向にある。<sup>8)</sup>むしろ、なぜ久光が島津家の政治的主導性を持ち得たのかを、斉彬との個人的な関係だけでなく、薩摩藩島津家における藩政執行の枠組みに位置付けて考えるべきであろう。<sup>9)</sup>

文久元年四月十九日、諱をかえ、一般的に知られる「久光」となった。それは、重富島津家の当主から、島津宗家へと所属が変わった直後の四月二十三日になされた改諱であった。当然、大名としてではない。大名の政治参加を補佐する立場であった。それは従前の「後見」としてではなく、新たな敬称によって呼称される地位で、「国父」という、島津家中に存在しない当時としても聞き慣れない肩書きを得た。「薩摩国の

父・「国主の父」など、さまざまの意味にとることができる曖昧かつインパクトあるネーミングをもって説明される存在となった。

まさしく「異例の権威」である。「国父」と久光が呼ばれるようになってからは、藩主茂久の公的な場における言動に規制がかかり、国父への発言の際に「被仰上」との一段上位のものへの対応が義務付けられた。

「国父」として、藩主茂久を軸とし、島津家の権力を維持、専制的な政治体制へと増強しようとはかった。文久元（一八六一）年十月における島津一門の家老衆を藩政要路から退け、かつ、先代の斉彬によって登用されていた才能を、茂久の側に参入させる形で、大名「御側」の政治力の拡充をはかった。小松帯刀・大久保一藏（利通）・堀仲左衛門（のち伊地知貞馨）らといった、前藩主斉彬を支持し、かつ藩政改革を求めた藩士グループ（誠忠組）であった。彼らが藩主茂久の「御側」となり、これを久光がプロモートする形で展開されてゆく。

久光が目指したものは、島津家中が宗家主体に運営しうる体制を築くことであった。それは従前のおり、藩内統治によって秀でた功績を上げることよりむしろ、藩領の外でインパクトのある政治を展開し、これを理由付けとして家中における権威を獲得しようという方法によるものであった。方法として選択されたのは、外向きには徳川日本の政治体制の改編を主張し、家中に対しては「斉彬の遺志」に沿うものと説明された。島津家のみならず、安政大獄を経験した後、国事運動に携わった大名家に共通するテーマであった。

久光主導の政治体制が、国元で生成されていくなか、外交の場となる「京」には、久光および久光周辺の人材が長期にわたり滞在できうる「場」の創出が必要となった。

## 大名京屋敷と幕末の京都

## (1) 近世の大名京屋敷

大名京屋敷は、三代將軍徳川家光までおこなわれた「上洛」に随行するために、二条城周辺や木屋町高瀬川沿いの地所が「預地」として大名に与えられたことに始まり、以後、必要に応じた私的な買得が恒常化されたとされる。研究史上の解釈においては、京屋敷は、大名上洛の際の宿所としての性格を有し、京を中心とする儀礼典礼・学術文化を国元に波及させるターミナル、かつ、京の工芸品の買い入れ、京都町人への金融依頼をおこなう役所としての機能を持ちえたと解され、江戸屋敷と同様の業務をおこなう施設と解されてきた。なお、屋敷地の取得や運営にさまざまなことは、藤川直樹の他、建築史研究によつて論及がなされている。<sup>10)</sup>

大名京屋敷は、宿泊施設として一時的な寝泊りのできる「宿」と私的な所有が認められ、長期間の滞在にも堪えうる「屋敷」に分かれる。「寛永平安町古図」（『洛中絵図・寛永後万治前』）によれば、江戸初期の屋敷の形態としては、暫定的な拠点としての「宿」二十六例を基本形態とし、「屋敷」は三例であったとされる。大名家における京への滞在が必然化していくともない、「屋敷」の所有が増えていく。

「寛永後万治前洛中絵図」<sup>11)</sup>は、寛永年間以後に存在した「屋敷」を網羅した地図情報であるが、そこには①洛中の町人地から独立したものの、②屋敷地が隣接する町屋と近接し、街路に面しているもの、③屋敷地が街路からみて町屋の奥に所在するものが存在する。

將軍上洛への供奉および公務遂行の利便性から考えれば、町中に大きく立地するものが理想であろうが、



二条城および洛中の要所は、幕府要職者への拝領屋敷として付与されることが多く、またその家族や与力、同心といった家臣が多人数で常駐するには、手狭と判断され、幕府の京都支配にかかわるものは、町人地から独立した比較的広大な地所に複数の書院棟や奉公人用の長屋を建設し、役務に従事した。<sup>(12)</sup>

町屋の奥に所在する空間は、豊臣秀吉による京都改造の際に未着手であった町割に多く、それは街路に面して短冊状の細長い、いわゆる「うなぎの寝床」と呼称された京町屋の奥側に面した、元来、町の共有スペースであった空間である。このような地所は、徳川幕府が必要に応じて買得し、京都の公的な役向にあたる大名に「拝領屋敷」の形で付与するケースが多かった。これに加え、拝領した土地の周りの町屋を重ねて買得することにより、街道に表長屋を設置した間口の大きな京屋敷が創出された。

では、薩摩藩京屋敷の場合はどうか。薩摩藩が洛中に屋敷を構えた起源については、管見の限り、史料が見当たらず不明であるが、貞享二年（一六八五）に編まれた『京羽二重』には、「諸大名御屋敷所付」に「松平大隅守殿」の屋敷が、「室町通四条下ル町」とある。<sup>(13)</sup>

薩摩藩の屋敷として知られているのは、錦小路通東洞院に所在した京屋敷で、その所在から「錦小路屋敷」と通称される。その成立は史料上、明らかではないが、享保年間に成立した『京都御役所向大概覚書』には、「松平薩摩守」の項に「錦小路通東洞院東え入町（中略）表口三拾三間余、裏行四拾六間余、右地統東洞院四条上ル町にて表口拾九間、裏行拾五間四尺所後買足」<sup>(14)</sup>とあるので、おおよそ一八世紀初頭、一七一七年以前の成立と推察される。また、同書には室町四条の屋敷は記載されず、それ以前の京屋敷の有した機能は、錦小路屋敷に移されたと考えてよい。同屋敷は、薩摩藩用達の京商人、大橋金左衛門、藤本彦右衛門を代理人として購入にかかる作業がなされ、街路に面した地所が次々に買い足されて幕末に至る。薩摩藩は、この錦

小路屋敷を京における役務の拠点とし、伏見にも広大な屋敷（現、伏見区東堺町）を構えて、大坂土佐堀通に所在した大坂蔵屋敷との連携に当たった。

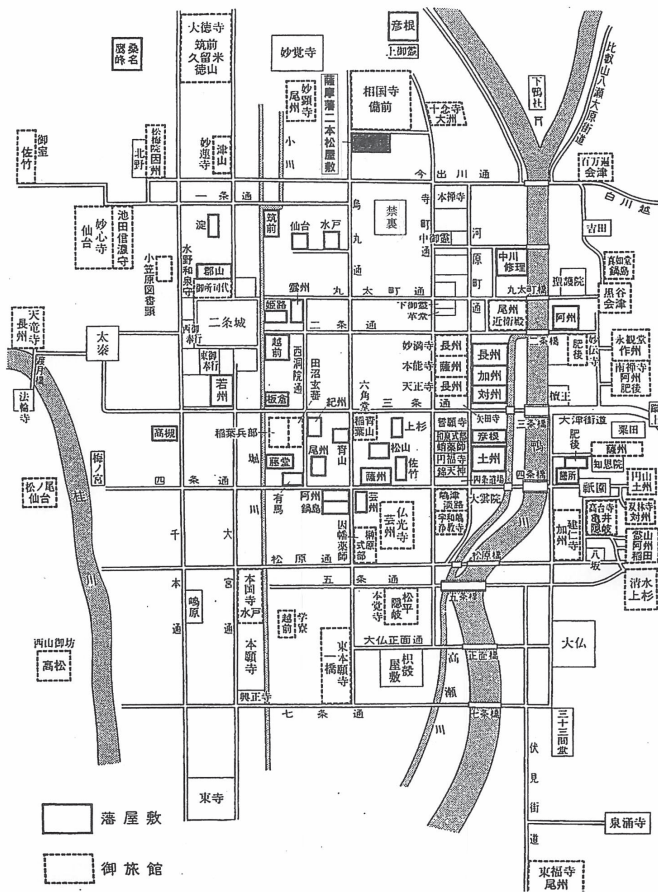
## (2) 島津久光の外交体制

島津久光は、文久二年（一八六二）四月、率兵上京を遂げた。「久光公御上洛ニ就而布告并御行列書」によれば、兵卒五三七名を率いて上京したとされる。この上京は、江戸に赴き、島津斉彬が実現しえなかった幕政改革の実行を徳川幕府に働きかけたのち、京にとどまり、宮廷社会の後ろ盾のもと、「外交」を旨とする政治行動を推進していくための布石であった。

久光は、斉彬の「御側」に形成されていた人材を、大名ではない自らの「側」に置き、島津宗家を外から主導しようと図ったのである。ゆえに、その拠点となる京の住居は、殊に重要であった。久光主導の政治体制の構築には、いくつかの条件がある。まず、島津斉彬の政策であった「幕政改革」の実現を表立った方法論としたことに伴う政治体制の整備である。具体的には、江戸、京都において「国事」対応のための人材の確保と組織の整備、地勢的、人脈的にも最良の条件での拠点形成などであった。このことが外交を旨とする島津久光の政治活動を有意義なものとした。

文久二年四月、島津久光が最初の入京を果たした際、錦小路屋敷がその宿所とされた。<sup>16</sup>久光上京の後、諸大名の上京が頻繁化すると、大名家においては、概ね、藩が役務執行のために所持する屋敷に、大名の居所を置かないことが通例であった。国元の城内同様、役務空間と大名の私的空間が分けられていたことと理由を同じくする。その意味でいえば、久光の上京はそれらの先駆となる事例であった半面、手探りの状況が否

めなないものであったのである。図は、文久三年段階における大名京屋敷と本陣（旅宿）の所在を示したものである。洛中に近世初期より所在した京屋敷に加え、洛外、殊に東山の寺院が「本陣」化していることが見てとれる。



文久三年大名京屋敷・本陣所在図  
 (『京都の歴史』7巻、267頁掲載図を加工)

久光は四月十六日に入京し、内裏空間の北西に位置した近衛邸において、近衛忠房、中山忠能、正親町三条実愛の両議奏と面会し、朝廷の権威の振興および幕政改革に関する建白をおこない、また不貞浪士による政治行動を沈静させることに理解を求めた。

久光は、一貫して下級武士層および浪人身分の者から出た政治変革にかかる要求と運動をことごとく否定する。幕末期における上下の別なく意見を交えることを是とする「言路洞開」的な風潮を全否定しているようにもとれよう。久光は、自身の判断、決断によって「国事」対応をおこなう意思が強い。自らの意図しない層からの政治行動は、その行動の質がどうあれ賛意を示さない<sup>17)</sup>。これを受けて朝廷は、京坂に屯集していた浪士沈静の勅諭を久光に与え、浪士に対する肅清がおこなわれる。久光は藩の枠を越えて、命に応じ、浪士を処分することもできたが、この肅清において「上意打ち」にあったのは、薩摩藩島津家臣のみである。久光がおこなうべきは、前述のとおり、大名ではない久光自身に外交専管の「御側」を作ることであった。文久二年二月、久光は、京での政治行動に先んじて、鹿兒島城二の丸において島津家臣一同に対し、他大名家臣および浪士と一切の関係をもつことを禁じる訓戒を示した。「寺田屋事件」と呼ばれる久光の浪士肅清は、訓戒に背いた島津家臣を、久光が藩主茂久より許された裁断権を行使して執行された。その意味においていえば、京における公家社会への対応や、江戸に赴く道中の久光周辺の警護や、また江戸城登城の段取りなどは、久光における最良の「側」がおこなう予定であった。

京における久光の「側」の最初の業務は、縁家である公家、近衛家への動線を確保することであった。京における島津家の外交には、近衛家は欠くべからざるものと認識されていたのである。文久元年（一八六一）十一月から、大名の側に仕える小納戸頭取中山中左衛門と、その下役であった大久保一藏（のち利通）が近

衛家に働きかけ、久光による外交体制の素地を形成させた。

中山、大久保により政治工作がなされていた折、相国寺内の林光院住持大川梵圭に対し、島津家からの働きかけがあったとされる逸話がある。久光の人脈に薩摩国、大隅半島の東部、志布志の大慈寺の石沢柏州が、本山である妙心寺へ法要で赴く際、相国寺との関係を取り持つように久光に依頼され、薩摩藩京都留守居役の本田弥右衛門とはかり、梵圭と会話し、境内地の借用と、政治行動への助力を願ったものである。<sup>(18)</sup>適切な史料情報に欠けるので、その詳細はわからないが、明治二十三年（一八九〇）、林光院の大川梵圭が島津家に提出した歎願書によれば、島津家が明治の寺務運営、殊に経済的に困窮した寺院から多額の資金援助を請われたことがわかる。維新後になされた大川梵圭よりの請願内容も、久光の外交体制の京都受け入れに一役買ったことへの代償とも考えられるのである。

### (3) 相国寺境内の政治的登場と二本松屋敷の成立

近衛家との非常に頻繁な通行があり、島津久光の外交体制が機能しえた。久光に従う多くの輩は、近衛家で交渉にあたる久光をただ付近で待ち、また久光が宿所に帰着するまで警護をしなければならぬ。相国寺と薩摩島津家の関係は、久光が近衛邸に参殿する際の供の輩が利用できる控え所の必要性より始まったのである。

京都屋敷に勤仕する藩士で、元来、大名の「御側」に勤めた伊勢勘兵衛は、文久二年四月、久光の近衛邸参殿の折、次の書状を出している。

松平修理大夫使者 伊勢勘兵衛

陽明家等え参殿之節、当寺御境内林光院え控所相頼来候得共、間狭二有之、雨天之節致混雜候付、御本寺末廻り二而も宜候間、控所え兼而御頼申上置度御座候<sup>19)</sup>

文久二年四月以前においては、久光の入京、参殿に際し、林光院が窓口となり、控所の依頼がなされてきた。しかしながら実際の供立てを考えるに、やはり林光院だけでは狭いと判断されたのであろう。また雨天には事態混乱が予想されるので、相国寺内の別寺へ控所の利用ができないかと問うものであった。伏見屋敷詰の藩士田中仲右衛門が文久二年五月十四日に出した書状は次のとおりである。

林光院様 田中仲右衛門

以手紙得御意候、然は三郎殿於明十五日午半刻近衛様え参殿被致候付、先日参殿被致候節之通、家来之者休息所毎々乍御面倒貴院え御頼申上候、決而何も御構被下間敷候、此段御頼可得御意、如此御座候、以上 五月十四日<sup>20)</sup>

島津久光の近衛家参殿は、四月十六日から頻繁になされ、五月十一日には、朝廷より、それまでの勝手名乗りであった「和泉」から「三郎」と改称するよう命じられた。「三郎」は「島津家嫡統」を指す通称であり、朝廷が、大名ではない久光を「嫡統」と認識したということになる。無位無官の久光が、宮廷社会において島津家の代表としての認識だけでなく、信頼すべきとの評価を得た証左であった。五月十四日の参殿の際には、数日後に控えた江戸行き<sup>21)</sup>の挨拶や、老中久世広周の上京にかかる問題などが議せられたのであろう。この折も休息所の利用が求められている。必要以上のもてなしを断っている部分においても、林光院への度重なる逗留が窺える。

文久二年六月八日、京都留守居役で伏見留守居役を兼帯する本田弥右衛門は、次の書状を相国寺塔頭光源

院に出している。

覚

一、幕 一張

右二付為持差上候付ハ、方丈入口之処え為打置下候、可然様御下知可申候

宿札十一枚為持遣申候、借用之塔頭義惣御門え打方等、猶白石圓藏と申者より御引合可申候、宜御案内等之儀御頼申上候、右用向御掛念申上度如此御座候、以上

六月八日<sup>②</sup>

本田弥右衛門は、昌平饗書生寮（大名家からの留学生専用の寮）の舎長として、その優秀なる才知をもって、昌平饗修学者の信頼と憧憬を集めた人物であった。大名が居城や江戸屋敷以外の場所に駐留する際、屋の内外を問わず基本的には家紋の入った幔幕を張り、その場所における存在を示した。それは、そこにとどまる人間の名称と用途を記した「宿札」を掲げることについても同様である。すなわち、久光が滞留するときに必要となる幔幕や宿札を適当な場所に置かせてほしいという依頼で、この段階で、相国寺内の塔頭は、島津久光の宿所として利用されていたと考えられる。史料中、白石圓藏は、薩摩藩が取引した業者であろうと考えられ、宿札十一枚という数から考えても、相応の利用回数が想定されていたと推察される。ただし、五月二十二日に、久光一行は、勅使大原重徳を警護して、江戸に向かって京を発っている。久光自身は京には不在であるが、その直後から久光の帰京と政治活動が想定されていたということとなる。近衛家を通路とし、近隣、相国寺内の塔頭を宿所とした京における久光の政治活動は、江戸からの帰京後、具体的に展開されていくはずであった。

その意味でいえば、およそ二カ月半江戸に滞在し、八月二十一日、武蔵国生麦村において横浜在留のイギリス人リチャードソンを殺害、いわゆる生麦事件が勃発したことは大いなる誤算となった。翌閏八月八日に帰京した久光は、関白職に就任した近衛忠熙と連携し、安易な攘夷主義のみに傾倒しようとする京の政情の刷新をはかったが、生麦事件に端を発するイギリス側ニール代理公使と幕閣の間での訴訟状況や、薩摩藩の異人殺しに感銘を受けた公家の外国人への迫害意識の高揚を察し、同二十三日には京を発って、帰国の途につくことになった。イギリスとの戦闘状況を想定した帰国と解されるが、文久二年の京を拠点とする久光の政治体制は一旦、休止することになった。

これまでの研究においては、久光における京を拠点にした政治活動が途切れると解されたが、久光サイドにおいては、中長期的な展望がなされ、それに沿った動きが京屋敷の関係者を中心に展開されたのである。その表れこそ、相国寺内二本松の地への屋敷造営によって証明されよう。

文久二年九月、島津久光の鹿児島への帰国直後、相国寺内の境内地の一部を、屋敷地として借用できるように、請願がなされる。

#### 借用地証状

- 一、御塔頭鹿苑院・瑞春庵両敷地合二千七百二十五坪余、此借地米一箇年分五十四石
- 一、御境内大門町・鹿苑院前東西両町・石橋町・九軒町、合五町之敷地四千二百二十一坪九分、此借地米一箇年分六石

地坪数合六千九百四十六坪九分余

借地米合六十石は例歳当寺領銀納之和市を以、十二月十九日限無相違可相納候事



今般前文之地面え修理大夫屋敷致造立候付、大橋小兵衛・鈴木祐次郎両名代を以、当壬戌年より行辛巳年迄二十年限借地之儀御頼申候処御領承忝存候、然る上は向後御寺門仕来候条令之廉、聊無違背為相守可申、就而は御門前町儀、出銭公役等、すべて於当方可相弁候、尤年限中掛役名代之者品替等有之節者、跡役之者え屹度申伝、証状面弥無相違様取計可申候、為後念借地文券仍如件

文久二年壬戌九月

松平修理大夫内 屋敷造管掛役

内田仲之助 印

横田鹿一郎 印

村山下総 印

伊勢勘兵衛 印

同借地名代

大橋小兵衛 印

鈴木祐次郎 印

相国寺 御役者衆中<sup>②</sup>

ここでは、相国寺内の一部地所、境内の西南部に位置した鹿苑院、瑞春庵の西側の敷地二千七百二十五坪余を対象とされ、この敷地を整理して屋敷地とする。借地料は一年間、米五十四石を支払うということが取り決められている。加えて境内地内の大門町、鹿苑院の門前東西両町、石橋町、九軒町の敷地四千二百二十坪・九坪については、借地料が年間六石、総じて六千九百四十六・九坪余りを年間六十石の代価で借り受けるといふ。支払いは、毎年十二月十九日を日限とし、その年の銀相場に換算して納付するといふものであつ

た。加えて、門前町については「軒役」という間口税がかかったが、すべて薩摩藩が弁償するという内容である。

この借地は、文久二年（一八六二）から二十年間、すなわち一八八二年までの契約であり、島津家が雇っていた代理人、大橋小兵衛（薩摩屋、室町通一条下ル）、鈴木裕次郎（越後屋、新町通六角上ル）に契約中の交渉にかかる諸事を委ねる形で仲介させている。彼らは「用達」と呼称される京の商人であり、大名家中の人間に成り代わり取引や京における補佐的な業務を展開した。基本的に政治活動はおこなわないが、彼らの営利目的の行動は、大名家の政治活動を円滑化させた。同月に、相国寺塔頭、却外軒の他五ヶ寺によって条約書を取り交わされ、境内・伽藍における守衛、門前町の公役負担を条件に、島津家からの申し出が概ね承諾され、詳細は担当者間で交渉することとなった。<sup>(23)</sup>

#### (4) 島津久光の「国事」運動の限界

幕末期の京都における薩摩藩京屋敷の組織について述べておく。近世の大名家における京屋敷が、比較的少数で切り盛りされていたことは、拙稿においても論じた通りである。<sup>(24)</sup>史料中、屋敷造営掛役として記名された人員より説明すると、内田仲之助は当時の京都留守居役で、「政風」という号が知られた人物であり、島津家の側役を務める家を出自とする人物である。明治維新後も久光にその創立が許された玉里島津家の家令として、同家の家政運営に当たった人物である。村山下総は、通称の「斎助」を名乗ることが多く、京都留守居添役である。横田鹿一郎については、人物情報が把握できないが、伊勢勘兵衛とともに、当該期に発給された文書には、その名が頻出する人物である。この他、伏見留守居役の本田弥右衛門においてもいえるが、

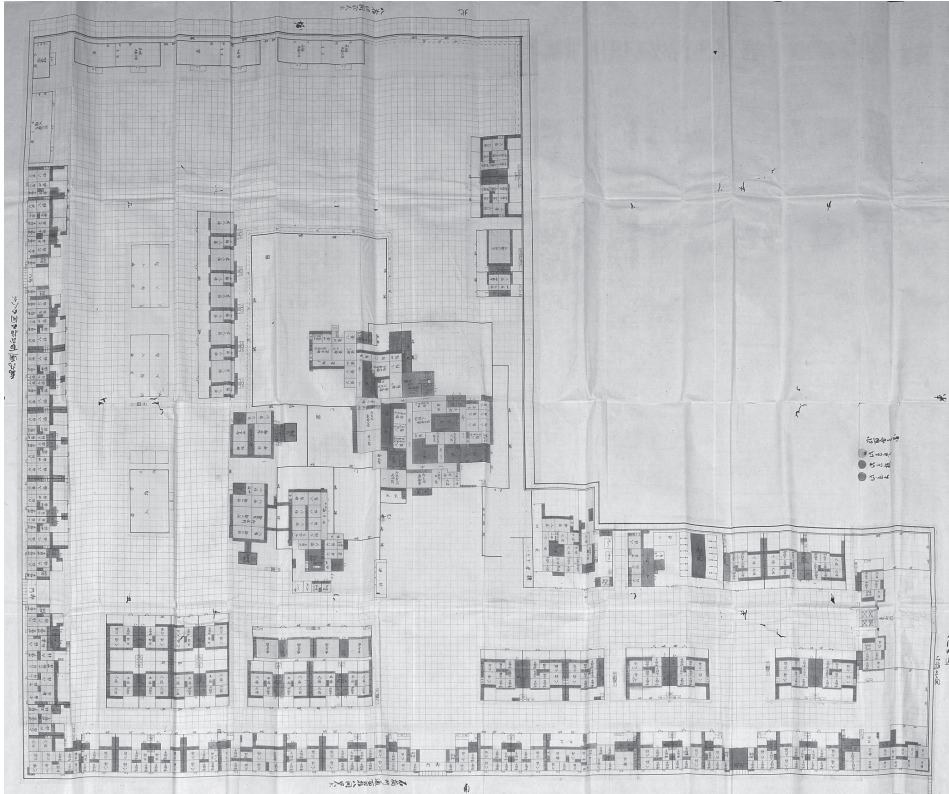
彼らは、領内の民衆支配にかかわるような藩の正規業務を担う人間ではなく、大名の「御側」で大名と直接的関係を持って動いている人材である。このような京屋敷関係者と、前出の大橋小兵衛（薩摩屋）や鈴木木次郎（越後屋）といった「大名用達」との連携によって、京におけるさまざまな事案への対応がなされることになる。

次の史料は、文久三年九月二日に書かれた京都留守居添役村山齋助により相国寺内に宛てて出された書状である。

各様御揃、倍御清穆欣杯之至奉存候、然者毎度御面倒動之議申上兼候得共、此度御用召ニ而島津三郎近々出京之筈ニ御座候処、二本松屋敷座之間取建二付、御山内境目之場所堀拵長屋廻り等いたし掛り候処、鹿苑院敷地之所今少し拝借不致候而ハ何分不都合ニ有之重畳御迷惑ニハ候得共、是迄之御因縁を以、是非御承引被成下候様、偏ニ奉頼候、左候而当月末比ニハ無相違京着ニ可相成と存候間、急速ニ御評議被成下度、右御願申上度、如斯御座候、以上

九月二日<sup>25)</sup>

島津久光は文久二年の国事周旋を終えた後、再度、文久三年三月に上京し、京都の政情が思わしいものではなかったのか、宿舎とした東山の知恩院へ数日滞在し、帰国の途に着く。二本松屋敷は普請中で、久光が滞在はおろか、政治拠点たりえなかったことも帰国の原因となったと推察される。しかしながら、文久三年九月、久光の三度目の上京を翌月に控え、久光の居住空間の充実化を図るために相国寺に要求がなされたであろう。史料中、「座之間」は、すなわち「御座の間」といって、大名もしくはこれに代わる家中の権威者が通常住まう部屋であり、「御納戸」は大名側近が詰めた部屋である。写真は、「京都二本松藩屋敷絵図」で



薩摩藩二本松屋敷絵図（鹿児島県歴史資料センター黎明館蔵）

あり、二本松屋敷について伝存する唯一の屋敷図（差図）である。<sup>(26)</sup>西は烏丸通、南は石橋町通に面して、長屋が存在し、大門町通に表御門が確認される。前出の「御座の間」は図中央に所在する。部屋数や確認される施設名称から、久光が長期に居住するスペースが十分に確保されていると考えられる。

村山斎助の任務は、久光の居住スペースを十分に確保することであった。「座之間」を拡張するために、鹿苑院の藪地をもう少し借用できないかと願っている。

文久三年九月段階において、次の島津久光の上京は、長期の

滞在期間が見込まれていたのであろう。この折の上洛は、文久政変後、方向性を見失ってしまった京都政界に、新たに公家たちと連携できる体制とあらたな国の方針（国是）を決議していこうと考えていた。そのため、久光自身に加え、島津家の「御側」に存在した若き人材、小松帯刀を京都に在駐させようということになった。在京の家老が常時存在することは、二本松屋敷に、大名および久光の宿所機能（「本陣」）と役務機関としての役所機能の両面を兼ね備えた屋敷として成立したと考えられる。文久三年十二月に取り交わされた契約内容を見ると、用水の整備がなされ始めており、ようやく二本松屋敷が住環境として整い始めていることがうかがえる。<sup>(27)</sup>

さらに屋敷の充実は、京屋敷関係者の責務として想定され、相国寺へその要請がなされていく。三度目の久光の入京と政治運動は、元治元年（一八六四）三月、宮廷内において催された久光ら大名諸侯らの朝議への参預制度が<sup>(28)</sup>、徳川幕府によって否定されて瓦解すると、終局を迎えることとなり、翌四月、久光ら大名諸侯の帰国へと帰結してしまう。久光による外交を旨とする政治運動は、これによりほぼその成立の可能性を失い、国政の局面に大名諸侯の参加が見られなくなっていく。徳川幕府と天皇、宮廷社会の政治的融和が実現し、中央政局と化していた京から大名による「国事」運動がその意味を消失させていく。京屋敷の存在意義から、大名の宿所としての意味合いが徐々に失せていくものの、薩摩藩京屋敷の場合は、在京の家老による差配のもと、京屋敷の関係者がこれまでどおりの京の事案対応を、軍務に関わって、大名側役の才能が京に派遣され、二本松屋敷を拠点に、政治対応がなされていく。文久年間に久光に逆鱗に触れて、沖永良部島に流されるも、帰還後、すぐさま京の軍賦役（軍の総指揮官）に任じられた西郷隆盛は、転換期の京屋敷の制度にふさわしい人事であったと考えられる。西郷はこの後、藩主側役として、京屋敷自体を主導していく立場の人間となっていくのである。<sup>(29)</sup>

## (5) 久光退京後の二本松屋敷

薩摩藩は、西郷隆盛を中心に、元治元年（一八六四）七月におこった京の争乱に対応していくことになった。元治元年七月十九日未明に、伏見方面でおこった彦根、大垣両藩兵と長州藩毛利家勢の戦闘は、同日の午前中には、禁裏御所周辺へとその場を移し、南方から御所を目指す長州勢に、西方からこれへの遊撃を試みる長州勢が加わり、禁裏を守護した会津藩松平家、薩摩藩島津家、津藩藤堂家を中心とする大名家勢力と激しい交戦がなされた。戦火により生じた火災は甚大な被害を出したが、戦乱は十九日中にはおさまり、以後、長州勢に対する残党狩りで民家、寺院に被害が出た。<sup>30</sup> 相国寺の記録「役者寮日記」元治元年七月十九日条、内裏付近の戦乱状況についての記載がある。

朝七ツ頃より御所近処騒立、砲声甚敷相聞、依之列総出勤、暁天より弥甚敷相成、一向何事か不相分故、遠見遣候処、天龍寄寓長州人并山崎・伏見・洛中処々寄寓之者一同蜂起、御所へ押寄、既二及戦争、薩藩・会藩其外諸藩防御士夥敷出陣、九門之内、中立売御門前而戦争相始り、市中上下共大騒動也（中略）衆評之上、御判物并宝物之内大切之品斗、先岩倉へ移可置治定、宝物并寺中之荷物は是心庵・洞雲庵へ預置、僧堂衆二人つ、詰切、御判物并御朱印ハ靈徳庵へ預、其上而上方岩倉へ立退（以下略）<sup>31</sup>

午前八時頃から、御所近辺が騒がしくなり、夥しく砲声が鳴り響いたので、使いを派遣し状況を見に行かせたところ、天龍寺や山崎、伏見に駐屯した長州勢が蜂起し、御所近辺では薩摩・会津他諸藩兵と交戦し、「市中上下共大騒」である。寺内では、緊急に会議を開いて「御判物并宝物之内大切之品」だけを、岩倉村に避難させることに決め、その他宝物の類は大徳寺の塔頭是心庵・洞雲庵、判物や朱印の類は靈徳庵へ預けることに決している。

七月二十二日条には、「今朝火未止」と依然として残党狩りの際に出た火はやまないとあり、「焼又ケ、河原町より東堀川迄、悉焼失」し、「実二応仁同様之事乎」と評している。このような記録が残っていることからわかるように、禁門の変による戦火は、相国寺および二本松屋敷には及ばなかった。大方の大名屋敷が被災、類焼の状況にあったが、二本松屋敷は無事であったことも、文久期から慶応における薩摩藩の政治行動に連続性と円滑性をもたらしたと考えられる。事実、薩摩藩の錦小路屋敷は、戦火による類焼に遭い、機能不全の状況であり、前出の薩摩藩士村山斎助からは、相国寺に対して、藩士、兵士の避難所として塔頭の利用が求められている<sup>32</sup>。禁門の変を境にして、薩摩藩における京への対応業務を担ってきた錦小路屋敷においては、従前よりの業務がなされなくなり、京における業務の一切が、二本松屋敷に移管されていく。次の史料は、多数の藩士の上京と滞在が想定される役務機関としての二本松屋敷の環境維持を図るため、あらたに水を引こうとした際に作成された「契約書」である。

契約書

一、此度御総門内蓮池通水樋口より分水之儀及御熟談候処、夫々御領諸被下、別而仕合ニ御座候、就而者方一分水之儀二付、以来故障之儀差起候節者、急度当方より引受、一切御山内御心配ニ不及様可致候  
 一、蓮池常平通水之儀為方不宜候間、水留之樋垣内え別段取設可申旨、委細致承諾候  
 一、分水道筋蓮池面より直二鹿苑院境内え引入候二付而者、右堀下後患不相成様修理可申候  
 尤損所出来之節者、其旨為御知可被下候

右条々至後年聊無相違様、堅約相結申度、其為契条書如件

慶応元乙丑年八月

薩州留守居

相国寺 御役者衆中

吉井 幸輔(印)

内田仲之助(印)<sup>(33)</sup>

右の史料では、屋敷内で必要とされる上水の量が多分に及ぶので、相国寺が利用する「御総門内蓮池通水樋口」より分水して、二本松屋敷に引き込むことが要請されている。屋敷に引き込む際、「鹿苑院境内」を通さねばならないけれども、普請によって破損など生じた際には、島津家の責任で修理することが申し送られている。この折の京都留守居吉井幸輔は、大名の側に生成された有志集団「誠忠組」の中心的人物で、文久二年以降、島津久光の「側」において、その外交運動の要になって動いた。吉井がいよいよ京屋敷詰となつて、久光不在の京においても主体的に政治活動を展開しうる状況を作っていることがうかがえる。慶応元年(一八六五)八月にも、二本松屋敷は政治拠点としてもはや完成形となり得ていたといえる。

慶応二年(一八六六)正月、島津家と長州藩毛利家との間で、島津家が毛利家をどのように援護、支援するのかをめぐって、業務提携がなされる。いわゆる薩長同盟であるが、この提携には両家中の人員以外に、多方面の大名家臣および浪人が関与した。関与の大小を問わず、薩摩藩二本松屋敷には、大名および島津久光の居住、逗留が、慶応三年(一八六七)四月までなかったため、外部者の出入が比較的旺盛になされるようになった。土佐藩を出て、長崎亀山に結社をつくり、薩摩藩の代行業者として物資運搬を旨とする業務を指揮していた坂本龍馬は、その代表的な人物の一人として数えられよう。

#### (6) 薩摩藩二本松屋敷の政治的意義

薩摩藩二本松屋敷の政治的意義が何であったかを考えていく。大名京屋敷には、先述した京の町の空間利



用のありようの違いや、大名家自体の政治的位置と「国事」に対する方向性の面から考えて、その存在意義はさまざまにある。まず、幕末の京都には、大名京屋敷と「本陣」がある。前者は大名家の所有になるものであり、後者は寺院からの借用であることが多い。元来、京における大名家の業務は、宮廷社会と京の文化への対応であり、大名家一般は、数名の人員配備のみで遂行してきた。

幕末期における日本社会の混沌は、文久二年以降、島津久光が先鞭をつけた大名家による「国事」運動を引き起こした。国元にいるはずの大名あるいはそれに代わる人間が上京し、居を構えて滞在する。ここでは、国元の住空間に近い居住性、利便性が求められ、行政の場たる京屋敷とは異なるものと解釈された。居城以外の大名の居場所、すなわち、「本陣」である。「本陣」には、概ね大きな寺院が宛てられ、その塔頭を借用して仮住まいとした。あくまで旅館の利用である。文久年間の大名家の政治運動が、大名の上京と滞在を基本的な条件として進められたので、京には大名の「本陣」がひしめき合う状況が生まれた。

一方、屋敷については、洛中、殊に近世初期から求められた二条城周辺の物件は乏しく、自然、鴨川の東、すなわち鴨東地域に広大な地所を求める動きが現れた。政治主体たる大名は「本陣」に、藩士は兵卒として屋敷に、といった構図が京では成立していた。しかしながら、大名自らが「国事」対応をおこなうことが徳川幕府によって否定された元治元年四月段階以降、おのずから寺院が「本陣」となるケースが減少していく。大名の「国事」への対応の変化が、幕末期の京の空間構造を変えたのである。大名による「国事」対応から大名家臣の政治行動へ。大名外交から内乱をふまえた軍事対応へ。この文久期の政治主旨から元治・慶応期の政治主旨への転換は、鴨川以東の農村空間に、尾張藩徳川家、土佐藩山内家など大規模な大名家の下屋敷地を成立させ、常時、藩兵がプールされていくようになる。

薩摩藩二本松屋敷は、幕末期に存在した大名京屋敷、寺院境内の塔頭を利用した「本陣」とは、異なる性格がある。まず一点目に、二本松屋敷が大名でない主導者、島津久光の長期滞在を想定されて建設された「本陣」的性格を有すること。島津久光という、異例の政治主導者が滞在し、同じ敷地内において居住する家臣とともに、政治業務をおこないうる施設であった。

二点目として、その立地状態である。文久二年下半年以降、洛中の物件を探索する大名家が数多くあった。相国寺についても「本陣」としての利用が請われ、鳥取藩池田家、岡山藩池田家、姫路藩酒井家、尾張藩徳川家などが、家中の担当者が相国寺を訪れ、塔頭利用の請願がなされてきた。内裏空間への対応によってなる文久年間の大名家の政治運動において、最良の立地であったと考えられる。結果、相国寺における塔頭利用は、島津家の意向が重視されて、岡山藩池田家の利用のみとなったが、内裏に真近い地所に屋敷が所在したことは、久光による政治に効果的に働いた。大名が上京することによる「国事」のスタイルが、徳川幕府において否定された元治元年下半年以降、二本松藩邸には「志士」と呼ばれる人々が訪れるようになった。幕末期における「志士」の活動の場は、その存在をあらからさまにすることのない、繁華な京、具体的には鴨川周辺、木屋町、河原町であった。同地の有する繁華で猥雑な性格が、彼らの非公式な政治意識と行動を隠蔽しえたからである。同地に所在した長州藩毛利家、土佐藩山内家の京屋敷は、彼らの非公式な政治行動の庇護する場となりえた。すなわち、「志士」の正義は、木屋町・河原町という町に保全されたといえるのである。<sup>(34)</sup>

徳川幕府が京の治安維持、守衛に大きな力を注ぎはじめるのは、大名の京都守護が見直された元治元年上半期である。浪士集団新選組、あらたな幕府兵、新徴組によって京でおこる政治犯罪が取り締まられると、

「志士」はその行き場を失うこととなる。そのようななか、二本松屋敷が新たな受け皿となり、この周辺があらたな「志士」の場となった。内裏の北側にある、いわゆる京都の「表」の空間に、二本松屋敷が存在したことは、彼らの非公式な政治意識を、公式な「国事」へと近づけたのである。

#### むすびにかえて

本稿においては、おおよそ以下の二点について考察し、論点を提示しえた。

まず一点目として、島津久光の政治主導性についてである。久光については、かつて文久二年四月の率兵上京について、幕末史における政治的意義を問うたことがあった。<sup>(35)</sup> 本稿では、「外交」を久光の唯一の専管業務であったと解し、その方法論上に、京屋敷は存在し、国元ではなく、京を拠点として外交政策を推進せんとしたことについて、考察した。このような久光の政策は、彼自身が大名ではなく、大名たる島津茂久の父であり、「国父」という稀有な尊称によって称えられた、大名家中のなかで極めて曖昧な存在であったことも影響しよう。大名が、藩の政治施策の矢面に立つことは、日本近世においては稀なことであり、その際には「改革」と称される藩政の抜本的な見直しが行われた。

また久光には、鹿児島城にとどまる必要性がない。かつて、筆者が問うた島津久光の率兵上京の意義について、付言するならば、久光によって政治指揮がなされる場こそ、京であり、それゆえに、大久保や中山、小松らによる積極的な準備工作がなされたのであろう。京という「場」自体が、久光の政治における方法論となりえたのである。しかしながら、生麦事件によって生じたイギリスとの紛争や、あらたな国是樹立のために関与した朝議参与制度の瓦解は、京を活かしたい久光の政治における想定外の出来事であった。結果、

政治の「場」と認めた京と、久光との距離を生じさせてしまうことになったのである。

次に、近世における大名京屋敷の総体を確認し、薩摩藩二本松屋敷の性格を考察したことである。大名京屋敷は、幕初において存在した將軍上洛への供奉遂行を旨とする大名家の担うべき軍役のために設置され、三代將軍、徳川家光が最後に上洛した寛永十一年（一六三四）六月以降、將軍への供奉を伴う義務的で可視的な軍役ではなく、宮廷社会への対応を旨とする大名家の慣習的なそれをおこなう施設として変容した。財政的な問題から、屋敷の要、不要が問われ、大名家によっては、その撤収もなされたが、近世を通じて京屋敷を保持した大名家においては、通説のとおり、大名家において最早必然とされた儀礼典札、学術文化のタ―ミナルとして機能しえた。幕末期における京の政治的浮上によって、大名家による京への働きかけが頻繁になるに至り、大名の宿所が必要となった。大方の大名においては、京屋敷にこれを求めることなく、洛中、洛外の境内規模の大きな寺院に求めた。居城以外の大名の居所は「本陣」と呼ばれ、京のあちらこちらに「本陣」が点在する状況が生まれた。二本松屋敷には、表長屋が立ち並び、上京してきた藩士を住居させるだけでなく、中央部に建てられた御殿には大名の住居スペースも完備された。禁門の変以降は、幕末以前より存在した錦小路屋敷が兵火で類焼したことによって、屋敷内の事務も移管されたものと考えられる。

注

(1) 笹部昌利「薩摩藩島津家と近衛家の相互的「私」の関わり―文久二年島津久光の「上京」を素材に―」（『日本歴史』六五七号、二〇〇三年所収）。

(2) 毛利敏彦『明治維新政治史序説』未來社、一九六七年、佐々木克『大久保利通と明治維新』吉川弘文館、一九九八年、同『幕末政治と薩摩藩』吉川弘文館、二〇〇四年、芳即正『島津久光と明治維新』新人物往來社、二〇〇二年

- など。また、比較的あたらしい研究として、町田明広『島津久光―幕末政治の焦点―』講談社、二〇〇九年、同『幕末文久期の国家政略と薩摩藩―島津久光と皇政回復―』岩田書院、二〇一〇年がある。町田は島津久光の政治的求心性に重きを置いた議論を呈する。制度面の取り扱ひ、史料解釈などに少しく異論がある。稿を分けて検討したい。
- (3) 同様の観点から、相国寺の幕末史を取り扱ったことがある。笹部昌利『幕末動乱の京都と相国寺』相国寺、二〇一〇年。同書は二〇〇九年に相国寺承天閣美術館でおこなった講義録を出版したものである。
- (4) 大名家の格式と政治意思決定については、筈谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九〇年)一九四―二二二頁参照。
- (5) 『隠居』を政治史研究において考察することの重要性を問うた研究として、家近良樹『老いと病でみる幕末維新―人びとはどのように生きたか』人文書院、二〇一四年がある。私見については、笹部昌利『紹介 家近良樹著『老いと病でみる幕末維新』』(『明治維新史研究』二三号、二〇一六年)を参照されたい。
- (6) 藩内における業務の類別については、笹部昌利『近世の政治秩序と幕末政治―鳥取藩池田家を素材として』(『ヒストリア』二〇八号、二〇〇八年所収)を参照のこと。
- (7) 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 忠義公史料』一(鹿児島県、一九七二年)三七二頁。
- (8) 佐々木前掲書は、安政期の斉彬の政治目標と文久二年以降の政治路線との連続性を主張する。
- (9) 笹部昌利『書評 佐々木克著『幕末政治と薩摩藩』』(『日本史研究』五二九号、二〇〇六年を参照されたい)。
- (10) 藤川昌樹『近世武家集団と都市・建築』中央公論美術出版、二〇〇二年。
- (11) 『洛中絵図 寛永後万治前』臨川書店、一九七九年。
- (12) 『京都御役所向大概覚書』には、京都代官五味豊直の屋敷が「寛永十一戌年御上洛之節五味備前守拝領自分家作」したが、死去したので後任の「小出越中守え右御屋敷相渡」されて、「御役屋敷」として利用されたことが記される。『京都御役所向大概覚書』上、清文堂出版、一九七三年、一九二頁。
- (13) 『新修京都叢書』巻二、臨川書店、一九六九年、二六九頁。
- (14) 『京都御役所向大概覚書』上、一三七頁。
- (15) 『久光公御上洛二就而布告并御行列書』(市来四郎『石室秘稿』一一一・二九二―〇五三、国立国会図書館憲政資料室蔵)

- (16) 日本史籍協会編『島津久光公美紀』一卷、東京大学出版会、一九七七年復刻、八八頁。
- (17) 前掲拙稿「薩摩藩島津家と近衛家の相互的「私」の関わり―文久二年島津久光の「上京」を素材に―」を参照のこと。
- (18) 「柏州日記」(『相国寺史料』十、思文閣出版、一九七七年、二五〇―二二頁)
- (19) 「相国寺文書」薩摩藩屋敷関係史料・七四。
- (20) 「相国寺文書」薩摩藩屋敷関係史料・一〇九。
- (21) 「相国寺文書」薩摩藩屋敷関係史料・六二。
- (22) 「相国寺文書」薩摩藩屋敷関係史料・一六三。
- (23) 『相国寺史料』十、二六六・七頁。
- (24) 笹部昌利「京よりの政治情報と藩是決定」(家近良樹『もうひとつの明治維新』有志舎、二〇〇六年所収)
- (25) 「相国寺文書」薩摩藩屋敷関係史料・一〇七。
- (26) 「京都二本松屋敷絵図」鹿兒島県歴史資料センター黎明館蔵。
- (27) 『相国寺史料』十、二六八・九頁。
- (28) 朝議参預については、三谷博『明治維新とナショナリズム』山川出版社、一九九七年、原口清「参預考」(『名城商学』四五―一、一九九五年)のち原口清『幕末中央政局の動向』原口清著作集①『岩田書院、二〇〇七年所収』において、近代「公議」思想の端緒として解され、論じられた。筆者は朝議参与に、大名による「国事」運動の限界として考察し、元治・慶応以降の政治潮流との断絶を見る。後稿において検討したい。
- (29) 西郷隆盛に関する文献は枚挙に暇がないほど存在するが、近年、家近良樹氏によって提起された西郷の健康悪化と政治判断との関係性を問う研究が興味深い。家近良樹「西郷隆盛と幕末維新の政局―体調問題から見た薩長同盟・征韓論政変」ミネルヴァ書房、二〇一一年。
- (30) 岡彩子「燃える都と燃えない民衆―幕末維新期における京都町衆の防災意識―」(『京都歴史災害研究』七号、二〇〇七号所収)
- (31) 『相国寺史料』十、三五〇・一頁。

- (32) 『相国寺史料』十、三四八―九頁。
- (33) 「相国寺文書」薩摩藩屋敷関係史料・一六五。
- (34) 笹部昌利「二人斬り」と幕末政治―土佐藩山内家の政治運動と個性』『鷹陵史学』三一号、二〇〇五年所収。
- (35) 前掲拙稿「薩摩藩島津家と近衛家の相互的「私」の関わり―文久二年島津久光の「上京」を素材に―」を参照のこと。

